

木場清里苑指定短期入所生活介護事業所運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清里が開設する木場清里苑指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)となった高齢者に対し適正な短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供をすることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活全般の介助(入浴・排泄・食事等)及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持を支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、担当介護支援専門員等、市町村、介護保険施設及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 木場清里苑指定短期入所生活介護事業所

所在地 名古屋市港区木場町1番地11

(入所定員)

第4条 木場清里苑指定短期入所生活介護事業所の入所定員は次のとおりとする。

(1)併設利用型(多床室型) 18名

(2)空床利用型(ユニット型個室)特別養護老人ホーム定員の範囲内

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする(介護予防も合算して表記する)。

(1) 管理者 1名

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名(非常勤)

医師は、利用者の診療・健康管理を担うこととする。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族との生活相談、入退所における事務手続き、及び処遇に関する相談や苦情対応等の業務を担うこととする。

(4) 介護職員及び看護職員合わせて6名以上(うち看護職員1名以上)

介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を担い、看護職員は利用者の診療の補助及び利用者の保健衛生管理を担うこととする。

(5) 管理栄養士 1名 (本体施設(楠清里苑)の職員が従事)

管理栄養士は、献立作成・給食記録を担い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6) 機能訓練指導員 1名 (本体施設(楠清里苑)の職員が従事)

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練を担い、又それに伴う介護職員への指導等を行うこととする。

第三章 設備

(設備及び備品)

第6条 施設は法令に定められた設備及び所定の備品を備えるものとする。

第四章 運営

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は名古屋市内とする。

(1) 送迎の範囲は港区(東港、港明、港北、当知、宝神、港南中学校区)、南区(全区)、熱田区(全区)、瑞穂区(全区)、中川区(八幡、昭和橋、高杉中学校区)とする。

(利用者に対するサービスの内容)

第8条 利用者に対するサービスの内容は次のとおりとし、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス支援計画に基づいて行うこととする。

(1) 1週間に2回以上適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。

(2) 利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替える。

(3) 利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

(4) 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

2 必要な居室の提供を行う。

3 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行う。又、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うように努める。

4 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

6 利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。

7 職員は常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

8 利用者及び家族の希望により、送迎サービスを行う。

(居宅介護サービス及び介護予防サービス費用等)

第9条 施設は居宅介護サービス費及び介護予防サービス費として介護報酬の告示上の額(法定代理受領サービスである時は介護保険負担割合証に記載された割合の額)の支払いを受けるものとする。

2 施設は法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

(1) 滞在費(多床室)として、1日あたり915円(基準費用額)

(2) 食費として、1食あたり朝食401円、昼食522円、夕食522円(基準費用額)

(3) 日常生活において通常必要となる日用雑費として、1日あたり500円

(4) おやつ代として、1日あたり 100円

(5) 理美容代金(実費)

4 法定代理受領サービス時における利用者負担については、介護保険負担割合証により負担割合が決定される。

- 5 第3項の(1)(2)については介護保険負担限度額認定証により、負担限度額が決定される。
 - 6 第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。
- (施設利用にあたっての留意事項)
- 第10条 指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、予め利用者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者またはその家族の同意を得るものとする。
- 2 指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証の内容を確認し、居宅介護サービス及び介護予防サービスの提供に努めることとする。
 - 3 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。又、正当な理由なく指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。
 - 4 施設は、利用者が入院治療を必要とする場合やその他利用者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、居宅介護支援専門員等と協力し適切な措置を速やかに講ずることとする。
 - 5 利用者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。
 - 6 施設は利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族に連絡する等の措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 施設は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(施設運営に関する重要事項)

第12条 施設の管理者は専ら施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することができるものとする。

- 2 施設は利用者に対し適切な指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めることとする。
- 3 施設は職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を設けるものとする。
- 4 施設は入院治療を必要とする利用者のために、予め協力病院及び協力歯科医療機関を定めるものとする。
- 5 施設は当該施設の見やすい場所に、運営規定と重要事項説明書の概要を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第13条 施設の職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 施設は別に施設が定める個人情報の利用目的を逸脱しない範囲内での情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第14条 施設はその提供した指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じる。

- 2 施設はその提供した指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村

の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第15条 施設は利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(緊急時等の対応)

第16条 施設は指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合、又はその他必要な場合は、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員ならびにその他の従業者で周知徹底を図る。
- (2) 施設における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員ならびにその他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(記録の整備)

第18条 施設は利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第19条 この規定の定める事項のほか、施設の運営及び管理について必要な事項は社会福祉法人清里と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月7日から施行する。

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。